

掲示文書一覧(市長分)

令和6年4月16日

種別	番号	題名	主管課
告示	236	特定計量器定期検査の実施について	市民総合相談室
告示	237	特定計量器定期検査の実施について	市民総合相談室
告示	238	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
公告	146	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	147	抑留犬の公示について	動物管理センター

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 236号

令和 6年 4月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

特定計量器定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する定期検査を実施するので、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する特定計量器の定期検査を行う区域、対象となる特定計量器、実施の期日及び場所並びに指定定期検査機関の名称を、同法第21条第2項の規定により下記のとおり告示する。

記

- 1 区域 姫路市全域
- 2 対象となる特定計量器 計量法施行令第10条第1項第1号に規定する特定計量器（小型のものに限る。）
- 3 期日 令和6年（2024年）6月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 4 場所 特定計量器の所在の場所
- 5 指定定期検査機関の名称 一般社団法人兵庫県計量協会

姫路市告示第 237号

令和 6年 4月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

特定計量器定期検査の実施について

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する定期検査を実施するので、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する特定計量器の定期検査を行う区域、対象となる特定計量器、実施の期日及び場所を、同法第21条第2項の規定により下記のとおり告示する。

記

- 1 区域 姫路市全域
- 2 対象となる特定計量器 計量法施行令第10条第1項第1号及び第2号に規定する特定計量器（第1号の場合にあっては、小型のものを除く。）
- 3 期日 令和6年（2024年）6月1日から令和7年（2025）3月31日まで
- 4 場所 特定計量器の所在の場所

姫路市告示第 238号

令和 6年 4月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 黒石自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更認可年月日
規約に定める目的	会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。	会員相互の連絡、及び協調を図るとともに、高浜地区連合自治会の運営に協力し良好な地域社会の維持及び形成に寄与することを目的とする。	令和6年4月10日

姫路市公告第 146号
令和 6年 4月16日

姫路市長 清元秀泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和6年 4月11日	姫路市白浜町	猫	ミックス	メス	茶トラ	小	首輪なし	下半身不随	動物管理センター

- 1 公示期間は、令和6年 4月16日から令和6年 4月18日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741

姫路市公告第 147号
令和 6年 4月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

抑留犬の公示について

下記の犬は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、姫路市動物管理センターにおいて抑留しているので、同条第8項の規定により公示します。

記

捕獲年月日	捕獲場所	種別	性別	毛色	体格	特徴	備考
令和6年4月11日	姫路市飾東町北山	ミックス	不明	黒茶	小	首輪なし	
令和6年4月11日	姫路市飾東町北山	ミックス	不明	こげ茶	小	首輪なし	

- 1 公示期間は、令和6年 4月16日から令和6年 4月18日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この犬は狂犬病予防法第6条第9項の規定により処分します。
- 3 抑留された犬を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、抑留された犬の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281-9741）